

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 33 万円、申立期間②は 29 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

申立期間①及び②については、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、33 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 29 万 9,600 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、金融機関から提出された申立人の普通預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が破産管財人から振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、29万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 79 万円、申立期間②は 72 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 10 日
② 平成 15 年 12 月 26 日

申立期間①及び②については、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」（以下「夏支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間①に係る「2003 年夏季賞与明細書」から判断すると、申立人は申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、夏支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、79 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の元給与・社会保険事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」（以下「冬支給控除一覧」という。）及び複数の従業員が保管する申立期間②に係る「2003 年冬季賞与明細書」から判断すると、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 72 万 8,000 円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から

控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、金融機関から提出された申立人の普通預金元帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が破産管財人から振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、当該振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められ、申立期間②の標準賞与額については、冬支給控除一覧において確認できる厚生年金保険料控除額から、72万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は所有していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（山梨）厚生年金 事案 8682

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額の記録を8万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 19 日

A社に勤務していた当時に支給された申立期間の賞与が厚生年金保険の記録に反映されていない。賞与明細書及び銀行預金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与支給明細書及び本人名義の銀行預金通帳により、申立人は申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、8万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②については150万円、申立期間④については140万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 21 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日
④ 平成 19 年 12 月 12 日

A社（現在は、B社）から申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されているが、当該賞与に係る記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「賞与支払明細書（2005年度5月期）」、「06年決算賞与」、「2007年冬年末賞与」の明細書及び総合口座通帳並びにB社から提出された賞与支給記録から、申立期間①及び②は標準賞与額150万円（申立期間①及び②当時の厚生年金保険法の標準賞与額の上限額は150万円）、申立期間④は標準賞与額140万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①、②及び④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず保険料も納付していないことから、社会保険事務所は申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、申立期間③に係る「2006 年年末賞与」の明細書の記載内容に基づいて、平成 18 年 12 月 15 日に 105 万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人の所持する「平成 18 年分給与所得の源泉徴収票」に記載されている社会保険料等の金額は、申立期間③に係る賞与の社会保険料等の額を含まない額と一致している上、B 社が保管する申立人に係る「平成 18 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿」には、申立期間③に係る賞与支給の記載は無く、同徴収簿に記載の社会保険料等の金額は、申立人の所持する上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額と一致している。

また、B 社は、平成 19 年 6 月に支給予定の賞与の一部を仮払金として厚生年金保険料を控除せずに申立人に支給したとしており、同社の保管する総勘定元帳には、申立人に仮払金として 85 万円が 18 年 12 月 15 日に支払われた記載がある上、申立人の所持する上記総合口座通帳により、A 社から同日に 85 万円が振り込まれていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年11月及び15年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年11月
② 平成15年1月から同年3月まで

申立期間①に係る国民年金保険料については、納付時期は明確でないが、納付書によりA市内の郵便局で納付したと思う。

また、申立期間②に係る国民年金保険料については、どこの銀行か明確でないが、1、2か月遅れて、納付書により銀行で納付したと思う。

申立期間①及び②について、未納の記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料をA市内の郵便局で納付したと思うとしているが、当該郵便局では、当時の入金記録は無いとしており、A市でも、当時の納付記録は保管していないとしている上、申立人の保険料納付時期等に関する記憶が明確でないことから、当時の納付状況は不明である。

また、申立期間②について、申立人は、平成15年1月に職場を退職し、同年2月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間②に係る国民年金保険料を1、2か月遅れて納付したと思うとしているが、オンライン記録によると、同年1月21日付けで申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、第1号・第3号被保険者資格取得勧奨の対象となり、同年7月25日付けで国民年金加入勧奨の対象者一覧が作成されていることから、申立人は申立期間②当時は、国民年金の加入手続きを行っていなかったものと考えられる。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管

理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5509

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

A市役所B出張所の窓口で昭和48年4月20日に国民年金の加入手続を行い、同日に48年度の国民年金保険料として6,480円（月額540円の12か月分）を納付書で一括納付し、年金手帳も交付された。その後も、同出張所で毎年4月に1年度分の保険料を納付していたので、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続時にA市役所B出張所の窓口で交付されたとして所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号の払出時期は、同記号番号の前後の払出状況により昭和51年7月頃と推認できることから、この時点では、申立期間のうち、48年4月から49年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、同年4月から51年3月までの保険料は遡って納付することは可能であるが、申立人は保険料を遡って納付したことはないとしている。

また、申立人は昭和48年度の保険料として6,480円（月額540円の12か月分）を一括して納付したとしているが、当該年度の保険料額は申立人の申述する額と相違する。

さらに、当委員会において、オンライン等の氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5510

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成7年4月から10年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から54年3月まで
② 平成7年4月から10年8月まで

昭和51年4月からA事業所（商業登記簿上は、B社）で勤務し、同社で厚生年金保険の被保険者となるまでの期間、給与から国民年金保険料を控除され、事業主が納付していたはずだが、申立期間①について、国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

また、昭和63年頃に両親の介護のため、実家であるC市D町に戻り、同町の民生委員を通じて国民年金保険料の免除を申請していたが、申立期間②について国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、勤務先のA事業所の事業主が、自身を含む正社員の給与から国民年金保険料を控除し、納付していたとしている。

しかしながら、当該事業主は既に他界している上、申立期間①当時、A事業所に勤務していた複数の同僚が「国民年金保険料は、自分自身で納付しており、給与から控除されていなかった。」と回答していることから、申立期間①に係る国民年金保険料の納付状況については不明である。

また、年度別納付状況リストにおいても申立期間①に係る国民年金保険料は未納となっている上、当委員会においてオンライン等の氏名検索

により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立人は、昭和 63 年頃から、C市D町の民生委員を通じて国民年金保険料の免除申請をしており、申立期間②についても保険料が免除されていたはずであるとしている。

しかしながら、申立人は、「国民年金保険料の申請免除に係る手続は民生委員に任せており、詳しくは分からない。」と陳述している上、C市は、「申立期間②に係る国民年金保険料を免除された記録は無く、申立人が名前を挙げた民生委員は既に他界している。」と回答していることから、申立期間②に係る免除申請の状況が不明である。

また、C市は、「申立期間②当時は、毎年4月から翌年3月までの国民年金保険料の免除を申請する場合、5月末までに届出することとなっていた。」と回答しており、申立期間②においては4回の免除申請手続が必要であることから、民生委員が手続をしたにもかかわらず、同市が4回連続して免除申請の受理をしなかったとは考え難い上、申立人は、「免除申請手続を民生委員に代行依頼して委任状に署名した記憶は1、2回程度で、毎年書類を作成した記憶は無い。」としており、申立期間に関する申立人の記憶は明確ではない。

なお、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間②において記録漏れや記録誤りが生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間②に係る国民年金保険料について、免除申請を行ったこと、及び免除の承認を受けたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間②に係る国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から59年6月まで

昭和51年3月に会社を退職した後、時期は不明だが私自身がA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は納付書で郵便局又は金融機関で納付した。申立期間が保険料の未納期間となっているので記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年7月頃に払い出されたと推認され、この時点において、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

オンライン記録では、昭和61年10月に、同年4月から同年9月までの保険料と、過年度納付可能な59年7月から同年9月までの保険料を納付しているが、申立人は、「国民年金の加入手続及び保険料納付に関するはっきりした記憶は無い。遡って保険料を納付した記憶は無い。」としていることから、加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確ではなく、これらの状況は不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月 1 日から 56 年 8 月 1 日まで
A社に入社する際に、実質的経営者のB氏からC職として申請するので長く勤めてほしいとの理由により、入社時から退職するまで毎月 30 万円の給与だったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額の記録が相違しているので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に入社する際に、C職として 30 万円の給与が支払われていたと申し立てている。

しかしながら、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、申立期間当時の事業主も、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保有していないと供述している上、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時の元事業主に照会したものの回答がなく確認できない。

また、申立期間当時の事業主は、入社時からC職として長く勤めてほしいとの理由で給与を 30 万円にしたかは「分からない」と供述している上、照会に回答した複数の同僚も「分からない」と供述している。

さらに、D県から提出された申立人のC職資格登録簿により、申立人がA社のC職として登録された日は、昭和 56 年 2 月 12 日であることが確認できる。

加えて、社会保険事務所（当時）のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、標準報酬月額が遡及し

て訂正された痕跡は認められない上、昭和 56 年 8 月 1 日から 30 万円に随時改定をしていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8681

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 5 月 1 日から 57 年 3 月頃まで
② 昭和 59 年 12 月 15 日から 60 年 5 月 21 日まで
③ 昭和 60 年 7 月 17 日から 61 年 1 月 21 日まで
④ 昭和 61 年 2 月 20 日から同年 9 月 21 日まで

申立期間①について、私は、A 県 B 市の C 社に勤務していた。昭和 57 年 3 月 30 日に交付された「D 業退職金共済手帳」の写しを提出するので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②、③及び④について、私は、E 県 F 区の G 社に勤務し H 事務所で I 工事を行っていた。申立期間②及び③の間の期間並びに申立期間③及び④の間の期間は、A 県に戻り雇用保険の給付を受けていた。雇用保険の加入記録がある申立期間②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録、J 機構から提出された C 社の D 業退職金共済手帳申込書及び同事業所から提出された申立人の D 業退職金共済手帳により、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社は、「申立人は季節的に雇用していたので、厚生年金保険には加入させておらず、申立人の申立期間①の厚生年金保険料についても控除していない。」と回答している。

また、C 社で労務事務を担当していたとする同僚は、「社会保険につ

いては社員と作業員とで区別しており、社員は、厚生年金保険、健康保険及び一般被保険者としての雇用保険に加入させていたが、作業員は、日雇健康保険及び短期雇用特例被保険者としての雇用保険に加入させており、申立人は、日雇健康保険に加入していたと思うので、厚生年金保険には加入させていないと思う。」と回答している。

- 2 申立期間②、③及び④について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、申立人が当該期間において、G社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、G社は、「申立人の雇用保険の被保険者資格が離職してから再取得するまでの間にそれぞれ2か月間程度あることから、季節的に雇用していた出稼ぎの人と考えられる。これらの者は、健康保険は日雇健康保険であり、厚生年金保険には加入させていない。」と回答している。

また、申立人が、A県から一緒に出稼ぎに来てG社で勤務していたとする同僚3人は、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8683（埼玉厚生年金事案 4357 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 10 月 31 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 53 年 4 月 1 日から 54 年 4 月 6 日まで
④ 昭和 56 年 5 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

申立期間①及び②は、正確な勤務期間は明確ではないが、A社とB社に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについて、i) A社の所在地を特定できないこと、ii) 申立人の記憶からは同社の事業主及び同僚を特定できず、住所不明であるため、申立人の申立内容について照会できないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 22 年 10 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、自分が勤務していたA社の所在地が分かる資料として、同社及びその所在地（E区）が記載された電話帳の写しを提出しており、F法務局E出張所提出の閉鎖登記簿目録にも「A社」と記載されていること、及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 44 年 1 月 7 日であり、申立期間①の一部は適用事業所になっていないことが確認できる。

また、A社が適用事業所になった当時の事業主は住所不明であること

から、申立人の申立内容について照会することができない上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除等について陳述を得ることができない。

さらに、閉鎖事項全部証明書及びオンライン記録によると、A社はG社、その後、H社に商号を変更した後、破産廃止決定が確定しており、H社の元事業主は、申立期間①当時の状況は不明としている。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿を申立期間①について確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②に係る申立てについて、申立人は前回の申立てにおいて昭和52年4月頃から53年3月頃までの期間においてB社に勤務していたと述べていたが、i) 同社の元事業主は、入社後、一定の期間が経過してから社員を社会保険に加入させていた旨陳述していること、ii) 同社の元営業所長は、申立人について記憶が無いとしていること、iii) 同社の元事業主は、当時の社会保険の関連資料等を保管していないとしていることなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、B社に係る申立期間を変更し、昭和41年12月1日から44年10月31日までとしたが、閉鎖登記簿謄本によると、同社の会社成立の年月日は45年2月*日であり、今回の申立期間②は会社成立の年月日より前になる上、同社の元事業主は、会社成立前に勤務していた者はいなかったと思うとしており、当時の同社の関連資料は無いとしている。

また、適用事業所名簿によると、B社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和48年7月1日であり、今回の申立期間②は適用事業所になっていないことが確認できる。

- 3 申立期間③に係る申立てについて、i) 申立人が勤務していたとするI区にあったC社においては、前回の申立期間の一部が適用事業所になっていないこと、ii) 同僚から申立人の厚生年金保険料の控除等について陳述を得られないこと、iii) I区にあった同社の元事業主は住所不明であり、当時の経理担当者は他界しているため、厚生年金保険料の控除等について照会できないことなどを理由として、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年10月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間③の大部分はJ区にあったC社に勤務していたとしているが、当該事業所の元事業主は住所不

明であることから、申立人の申立内容について照会することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚に今回新たに照会したが、申立人の厚生年金保険料の控除等について陳述を得ることができない。

さらに、J区及びI区のC社に係る事業所別被保険者名簿を申立期間③について確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠番も無い。

4 このほかに年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

5 申立期間④について、当該期間においてD社で厚生年金保険の被保険者記録を有する同僚6人に照会し5人から回答を得たが、その全員が申立人を覚えていないとしており、申立人の申立内容について確認することができない。

また、D社の事業所別被保険者名簿を、申立期間④について確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠番も無い。

なお、閉鎖事項全部証明書に記載されているD社の元清算人は、同社の賃金台帳等の資料は保管していないとしている。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 10 月から 49 年 6 月まで
② 昭和 49 年 10 月から 50 年 4 月まで

申立期間①はA社B工場に、申立期間②はC社（現在は、D社）に、季節労働者として住み込みで勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。申立期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録により、申立人は、A社B工場において昭和 48 年 10 月 23 日に被保険者資格を取得し、49 年 6 月 7 日に離職していることが確認できる。

しかしながら、A社のグループ会社であるD社は、A社グループとして申立人に係る資料は見当たらず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料控除状況については不明である旨回答している。

また、オンライン記録では「A社B工場」という厚生年金保険の適用事業所は見当たらないため、「A社」で申立期間①に厚生年金保険の被保険者となっている 15 人に照会し 14 人から回答を得たが、同社B工場に勤務したことがあると回答した者はいなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿を調べたが、申立期間①及びその前後の期間に厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

加えて、申立人がA社B工場で申立人と同様に季節労働者として勤務していたとしている元同僚について、オンライン記録でA社の記録を調べたが、同人の被保険者記録は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、C社において昭和49年10月23日に被保険者資格を取得し、50年4月15日に離職していることが確認できる。

しかしながら、上記のとおり、D社は申立人に係る資料は見当たらないと回答している上、C社で申立期間②に厚生年金保険の被保険者となっている16人に照会し3人から回答を得たが、申立人のことを知っている者はおらず、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除状況は不明である。

また、C社に係る事業所別被保険者名簿を調べたが、申立期間②及びその前後の期間に厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の不自然な処理も見当たらない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8685（埼玉厚生年金事案 5697、6837、7202 及び
関東厚生年金事案 8080 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、両申立期間も同社で厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、A社における同僚から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得られないこと、当時の事業主は亡くなっているため、申立人の勤務実態及び保険料の控除を確認することができないことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成 23 年 6 月 29 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 23 年 7 月 21 日付け）において、申立人は新たにA社における同僚を複数挙げているところ、当該同僚等から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたとの供述を得られたが、申立人が記憶している同僚の中には、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者がいることなどにより、同社では、申立期間当時において、勤務していた従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと判断できることなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 4 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、再申立て（平成 24 年 4 月 23 日付け）において、申立人は、当時の状況をよく知っている同僚として 4 人を挙げていることから、周辺事情を含め調査を行ったが、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的資料は得られなかったこと、A社の事業所別被保険者名簿の記載内容等を調査したが、同名簿に記載の申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日及び喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、健康保険証の番号に欠番が無いことなどから、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会の決定に基づき、平成 24 年 11 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、再申立て（平成 25 年 3 月 13 日付け）において、申立人は同僚 4 人の名前を挙げていることから、当該同僚を含めた同僚への照会及び申立人による口頭意見陳述を行ったが、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる具体的な陳述及び関連資料が得られなかったことなどから、既に年金記録確認関東地方第三者委員会の決定に基づき、平成 25 年 12 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の再申立てにおいて、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、同僚等から新たな資料及び陳述を得ることはできず、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、年金記録確認埼玉地方第三者委員会及び年金記録確認関東地方第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8687

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

私は昭和 55 年 12 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支店から D 支店に転勤したが給与が減額された記憶が無い。申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が 38 万円となっているが、申立期間前の標準報酬月額 41 万円に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 D 支店に転勤後の申立期間に係る標準報酬月額について、給与が減額された記憶が無いため、申立期間前の標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てているが、事業主は申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が記載された賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、E 厚生年金基金保管の申立人の標準報酬月額が記載された資料では申立期間に係る標準報酬月額は 38 万円となっており、A 社 D 支店における厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

なお、申立人は「両支店で役職は支店長代理、給与額の変更はないが通勤費は変わった。」としていることから、通勤費の変更により D 支店での資格取得時の給与の総額が標準報酬月額 41 万円の下限報酬額である 39 万 5,000 円に該当しなくなると考えられる。

このほか、申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。